

毎週火・金曜日発行(但し休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第二種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百五十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条

第一項の規定にもとづき指定医療機関として、昭和三十二年七月十五日次のものを指定した。

昭和三十二年七月十九日

告示

鳥取県知事 遠藤茂

名 称 所 在 地 管轄保健所名
勝部診療所 ノ気高郡青谷町大字紙屋六一四 浜村保健所

加藤薬局 鳥取市東品治町一六六ノ五 鳥取保健所
池田薬局 米子市博労町二丁目一一一 米子保健所

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三

第一項の規定により次のように保険医療機関並びに保険薬局を指定した。

鳥取県告示第三百五十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三

第一項の規定により次のように保険医療機関並びに保険薬局を指定した。

土地の公用廃止

標準複合肥料の決定

土地改良区役員の就任及び退任

◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

◇正誤

昭和三十一年七月鳥取県規則第三十号中訂正

昭和三十二年七月十九日

00070

3 昭和32年7月19日 金曜日 鳥取県公報 第2837号

00069

2 昭和32年7月19日 金曜日 鳥取県公報 第2837号

鳥取県知事	遠 藤 茂
保険医療機関又は保険薬局	川口薬局
名 称	在 地
指定年月日	昭和三十二年六月一日

鳥取赤十字病院 鳥取市西町一 気高郡青谷町紙屋六一

勝部診療所 四ノ二鳥取市川外大工町一五ノ二

名島外科医院 倉吉市東岩倉町二二三

博愛歯科診療所 六ノ二鳥取市川外大工町一五ノ二

五月二十五日

六月一日

鳥取県告示第三百五十七号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五一項の規定により次のように保険医並びに保険薬剤師の登録をした。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	保険医又は保険薬剤師所	登録の記号番号	登録年月日
国沢潤	鳥取市栗谷町一五	鳥医三	昭和三十二年六月一日
窪田哲男	氣高郡青谷町紙屋六一四八一	〃	五月二十日
名島俊一	倉吉市東岩倉町二二三六	〃	五月二十五日
田中隆正	鳥取市川外大工町一五ノ二	〃	六月一日
川口克巳	川端二丁目七	鳥薬一	五月一日
矢吹寿彦	日野郡根雨町	鳥医四	〃

鳥取県告示第二百五十八号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第二項の規定により次のように保険医の登録をまつ消した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	登録記号番号	まつ消の事由	まつ消の年月日
矢吹寿彦	鳥医四	まつ消請求	昭和三十二年六月一日

鳥取県告示第三百五十九号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件(昭和二十三年厚生省令第三十一号)第五条の規定により、次のように保険医から変更の届出があつた。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	旧 診 療 所	新 診 療 所	変更年月日
診療科名	名 称	名 称	
内科	在 地	在 地	

今村幽雄一	内科	医療生活協同組合	鳥取市東品治町	耳原病院	堺市耳原町一五〇八	昭和三十年十一月十五日
小兒科						
鳥取診療所						

千代泰治	内科	千代医院	米子市中町七六	広江病院	米子市上後藤	五月二十日

〃三十一年

鳥取県告示第三百六十号
昭和三十二年五月一日 認可した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取県標準尿素複合肥料

第十五条第一項の規定による指定医師の指定を次のとおり取消する。
昭和三十二年七月十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂
診療科名 氏名 住 所 取消理由
内 科 中塚銀太 鳥取市古市一
市立鳥取市民病院内 退職
水路敷 九步

鳥取県告示第三百六十五号
次の土地はその用途を廢止する。
昭和三十二年七月十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂
(関係図面は土木部管理課に保管)
東伯郡三朝町大字三朝字美畠九〇六ノ一番地先
水路敷 九步

鳥取県標準複合肥料を次のとおり定める。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十一号
昭和三十二年七月十九日
鳥取県知事 遠 藤 茂
国民健康保険を行なう気高町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き氣高町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年七月一日認可した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十三号
国民健康保険を行なう郡家町に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き郡家町国民健康保険条例制定を昭和三十二年七月一日認可した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十二号
国民健康保険を行なう鹿野町に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き鹿野町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年六月一日認可した。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十四号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

原料の種類	原料の使用割合	保証成分量	施用方法
硫酸アンモニア	一六、八七五 キログラム	窒素全量 内アンモニア性 窒素・二〇	基肥（基肥）堆肥一、一二五キログラム以上
過りん酸石灰	一一、二五〇	りん酸全量 内水溶性りん酸 三・四五	（玉肥）この複合一五〇と一〇五キログラム
硫酸加里	五、六二五 りん酸全量 内水溶性りん酸 三・四五	（花肥）この複合一五〇と一〇五キログラム	（糞肥）この複合一五〇と一〇五キログラム
魚かす粉末	三、七五〇 内水溶性加里 七・八〇	（花肥）この複合一五〇と一〇五キログラム	（糞肥）この複合一五〇と一〇五キログラム
計	三七、五〇〇	追肥（基肥）堆肥一、一二五キログラム以上	追肥（基肥）堆肥一、一二五キログラム以上

施肥設計するときは良く普及員、指導員に相談すること。

施肥設計するときは良く普及員、指導員に相談することができる。

施肥設計するときは良く普及員、指導員に相談することができる。

- (附記) 1 三〇キログラム紙袋又はビニール袋入りとすることができる。
 2 製造工程中に製粒操作を施して粒状化したものを含む。ただしこの場合は肥料名称の末尾に(粒状)を附記する。

三 適用範囲

二十世紀梨

適用地域

県下全般

二 鳥取県標準梨二号複合肥料

- (附記) 1 三〇キログラム紙袋又はビニール袋入りとすることができる。
 2 製造工程中に製粒操作を施して粒状化したものとすることができる。

原料の種類	原料の使用割合	保証成分量	施用方法
尿素	九、七五〇 キログラム	窒素全量 内水溶性加里 一三・七〇〇	基肥重点施肥のとき (基肥)堆肥一、一二五キログラム以上
培成りん肥	七、八七五 キログラム	りん酸全量 内水溶性加里 一三・七〇〇	(玉肥)この複合一五〇と一〇五キログラム
硫酸加里	八、二五〇 キログラム	内水溶性加里 一〇・〇〇	(糞肥)この複合一五〇と一〇五キログラム
魚かす粉末	五、六二五 キログラム	内水溶性加里 一〇・〇〇	(糞肥)この複合一五〇と一〇五キログラム
米ぬか油かす粉	二、二五〇 キログラム	内水溶性加里 一〇・〇〇	(糞肥)この複合一五〇と一〇五キログラム
蒸製骨粉	三、七五〇 キログラム	内水溶性加里 一〇・〇〇	(糞肥)この複合一五〇と一〇五キログラム
計	三七、五〇〇 キログラム	内水溶性加里 一〇・〇〇	追肥重点施肥のとき (基肥)堆肥一、一二五キログラム以上

00076

00075

四 原料使用基準

原料の名称	窒素全量	基	準	成	分	量	(パーセント)
	アソニモニウム窒素	アソニモニウム	アソニモニウム	アソニモニウム	アソニモニウム	アソニモニウム	アソニモニウム
硫酸アンモニア	四六・一	二二・〇	一六・〇	一六・〇	一三・〇	一九・〇	一〇・〇
尿素	四六・一	二二・〇	一六・〇	一六・〇	一三・〇	一九・〇	一〇・〇
過りん酸石灰	七・〇	五・〇	四・〇	五・〇	四・〇	一・〇	五〇・〇
魚かす粉	二・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
米ぬか油かす粉	末	蒸	製	骨粉	加里	加里全量	水溶性加里
硫酸加里	硫	酸	成	分	量	量	苦溶性
過成りん肥	過	成	成	分	量	量	土

五 注意事項

鳥取県標準複合肥料要領「五、注意事項」とおりとする。

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県知事 遠藤

茂

退任した役員の氏名及び住所

米金井手土地改良区

理事 中島 亀利

日野郡溝口町大字柄原

長尾 良一

江府町大字大河原

遠藤 久男

富江

砂口 鶴寿

吉原

田中 英敏

溝口町大字大坂

住田 寿美

大倉

監事 清水 寿幸

江府町大字吉原

田中 権代

福重 一夫

監事 吉田 寿幸

富江

監事 水谷 八五郎

溝口町大字富江

佐野川土地改良区

理事長 船橋 雄治 西伯郡岸本町大字坂長
理 事 山中 栄知 日野郡溝口町大字宇代

石黒 善治 西伯郡岸本町大字大殿

長尾 幸一

小村 静晴 堀尾 栄寿

西村 英雄

岩田 知重 神原 伸乳

宅野 光輝

岩田 幸一

岩田 知重 会見町大字諸木

岩屋谷

諸田 勝二 杉村 篤二

生田 弥範 米子市別所

富士川 勇 堅堯

西村 弥範 誠訪

杉村 勇 堅堯

西伯郡岸本町大字坂長

西伯郡岸本町大字坂長

00078

大宮村印賀土地改良区	湯原孝夫	諫訪
理事長 段塙或郎	日野郡高宮村大字印賀	
副理事長 遠藤正昭		
理事 坂本 寿		
古都 巖		
佐藤信行		
蚊屋井手土地改良区		
理事長 黒田 包美	米子市今在家	
理事 勝部寿弘		宝谷
田中芳友	"	
能登路 武彦	西伯郡岸本町大字遠藤	
小原俊	"	
奥田鉄太郎	吉長	
中原武雄	赤井手	
奥本実雄	下新印	
金川薰		
金田安術	伯仙町大字河岡	
小原俊	"	
米子市一部		
蚊屋		
田中八五郎		
佐野川土地改良区		
理事長 船橋雄治	江府町大字吉原	
理事 山中栄知	溝口町大字富江	
石黒善治	"	
長尾幸一		
小村靜晴		
西村英寿		
堀尾武治		
神原伸乳		
岩田知重		
宅野光輝		
杉村聰二	会見町大字諸木	
小林清一	"	
岩田幸	"	
杉村聰二	米子市別所	
坂長		
岩屋谷		

大倉		
住田夷美		
樺代一夫		
監事 清水泰幸	江府町大字吉原	
田中八五郎	溝口町大字富江	
佐野川土地改良区		
理事長 船橋雄治	西伯郡岸本町大字坂長	
理事 山中栄知	日野郡溝口町大字字代	
石黒善治	西伯郡岸本町大字大殿	
長尾幸一	"	
小村靜晴		
西村英寿		
堀尾武治		
神原伸乳		
岩田知重		
宅野光輝		
杉村聰二	米子市別所	
小林清一	"	
岩田幸	"	
杉村聰二	米子市別所	
坂長		
岩屋谷		

諫訪		
生田弥範		
監事 富士川	尊	
生田弥範	西伯郡岸本町大字坂長	
監事 西村堯	日野郡高宮村大字印賀	
副理事長 遠藤正昭	米子市別所	
理事 坂本寿	"	
古都巖	"	
佐藤信行		
大沢土地改良区		
理事長 戸田利昭	米子市両三柳	
副理事長 井上光恵	東福原	
理事 井上善司	"	
月田義人	"	
潮孝道	"	
宝谷		

00077

大宮村印賀土地改良区	藤本流榮	二本木
理事長 段塙或郎	井川吉藏	喜
副理事長 遠藤正昭	山内英明	西伯郡淀江町大字佐陀
理事 坂本寿	高口徳重	西伯郡日吉津村大字日吉津
古都巖	吉崎善一	富吉
佐藤信行	中原本	米子市下新印
蚊屋井手土地改良区	米子市今在家	
理事長 黒田包美	米子市	
理事 勝部寿弘	西伯郡岸本町大字遠藤	
田中芳友	"	宝谷
能登路 武彦	"	
小原俊	"	
奥田鉄太郎	赤井手	
中原武雄	下新印	
奥本実雄	上新印	
金川薰	"	
金田安術	伯仙町大字河岡	
小原俊	"	
米子市一部		
蚊屋		
田中八五郎		
佐野川土地改良区		
理事長 船橋雄治	江府町大字吉原	
理事 山中栄知	溝口町大字富江	
石黒善治	"	
長尾幸一		
小村靜晴		
西村英寿		
堀尾武治		
神原伸乳		
岩田知重		
宅野光輝		
杉村聰二	会見町大字諸木	
小林清一	"	
岩田幸	"	
杉村聰二	米子市別所	
坂長		
岩屋谷		

就任した役員の氏名及び住所		
米金井手土地改良区		
理事長 遠藤久男	日野郡溝口町大字富江	
副理事長 砂口鶴寿	江府町大字吉原	
理事 長尾良一	"	
木村治	大河原	
相見敏明	溝口町大字柄原	
木村治	大滝	
吉田英敏	"	
吉田福重	大滝	
田中英敏	"	
吉田福重	富江	
蚊屋	"	
田中英敏		
蚊屋		
副理事長 遠藤正昭	日野郡高宮村大字印賀	
理事 坂本寿	米子市別所	
古都巖	"	
佐藤信行		
大沢土地改良区		
理事長 戸田利昭	米子市両三柳	
副理事長 井上光恵	東福原	
理事 井上善司	"	
月田義人	"	
潮孝道	"	
宝谷		

二等級	一等級	十四 十二 十一 二議会の事務部局	一 知事の事務部局	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
十二				
十一				
十				
一 知事の事務部局				
(本)(二)(ハ)(四)(イ) 種試験場長	東京中央病院事務長 及び大阪事務所長	(四)事務局長	(四)東部長及び大阪事務所長	

人事委員会規則

を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十年鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第十三一般級別区分表中

井川吉藏 西伯郡淀江町大字佐陀
山内英明 日吉津村大字日吉津
山崎善一
加川雅光 岸本町大字遠藤
遠藤信雄 米子市下新印
塚崎朝一 蛭屋
高口徳重 西伯郡日吉津村大字日吉津

井川吉藏 西伯郡淀江町大字佐陀
山内英明 日吉津村大字日吉津
山崎善一
加川雅光 岸本町大字遠藤
遠藤信雄 米子市下新印
塚崎朝一 蛭屋
高口徳重 西伯郡日吉津村大字日吉津

森尾健藏	川見義昌	立町四丁目
大上傳藏	監事 渡辺嘉吉	西福原
太田茂安	宮平敦明	西福原
井坂祐安	横地信夫	西福原
大先安五郎	影谷勘一	西福原
梶原理三郎	小村政治郎	西福原
宮原利德	鈴屋井手土地改良区	西福原
倉立俊明	理事長 黒田包美	米子市今在家
永本長秀	理事 後藤邦雄	西伯郡岸本町大字吉長
森井新市	奥本実雄	米子市上新印
永恵清太郎	中原武雄	伯仙町大字河岡
前田茂明	勝部光重	遠藤
松田平勝晴	金田安衛	上福原
天野政夫	中本延太郎	西伯郡伯仙町大字尾高
井上豊茂	奥本実雄	米子市一部
福景亀寿	上後藤	中本延太郎
小別所貞徳	奥谷彌	西伯郡岸本町大字吉長
中島	能登路半治郎	浦津
	妹能義輝	蚊屋
		二本木

十一			
一 知事の事務部局	二 教育委員会の事務部局	三 監査委員の事務部局	四 農業委員会の事務部局
(イ) 課長補佐 中久船分肥室主査 中央病院の総婦長	(イ) 課長補佐 (イ) 課長 図書室長 中央病院の総婦長	(イ) 課長 農業専門技術員 農業講習所長	(イ) 課長 農業専門技術員 農業講習所長
(イ) 係長	(イ) 係長	(イ) 係長	(イ) 係長

十二			
一 知事の事務部局	二 議会の事務部局	三 監査委員の事務部局	四 農業委員会の事務部局
(イ) 課長 農業専門技術員 農業講習所長	(イ) 課長 農業専門技術員 農業講習所長	(イ) 課長 農業専門技術員 農業講習所長	(イ) 課長 農業専門技術員 農業講習所長
(イ) 係長	(イ) 係長	(イ) 係長	(イ) 係長
主査	主査	主査	主査

三等級					
十一					
八					
一 知事の事務部局					
二 議会の事務部局					
一 知事の事務部局					
六 人事委員会の事務部局					
五 労働委員会の事務部局					

(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
職研農中山倉身婦養自本府農業専門技術員
研究業海陰体人相本府傳習農場長
ある員試拓農講習所長
者に研長者更生指導所長
る。)又は部の係長又は主任(研究員の
職を含む)係長

十一					
九					
一 知事の事務部局					
二 議会の事務部局					
一 知事の事務部局					
六 人事委員会の事務部局					
五 電気局					
四 勞働委員会の事務部局					
三 監査委員の事務部局					
二 教育委員会の事務部局					
一 知事の事務部局					

(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
科学博物館長(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
事務局長(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
発電建設事務所長(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
事務局次長(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
積農業講習所長(イ)(ア)(ル)(ア)(リ)(イ)(ト)(イ)(ハ)(ニ)(ハ)(ロ)イ
課長

二等級														
十二														
十														
一 知事の事務部局														
三 電気局														
二 議会の事務部局														
一 知事の事務部局														
五 労働委員会の事務部局														
六 人事委員会の事務部局														

を

東京及び大阪事務所長

係長

課長

東京及び大阪の次長

中央病院課長
衛生研究室
農業試験場長
土木出張所長
森林耕地
福社及び労務管理事務所長主官保育検定所
共育修所長
職業訓練所長
門学院長
相談所長農業試験場長
中木出張所長
兒童相談所長
技術員室長鳥取教育研究所所長
教課長
及び米子図書館長本府農業試験場長
中央事務所長

大阪事務所長

福社

「を に改める。		に改める。 別表第十三 一 特別級別区分表中	
教育一等級			
十二 八 一 教育委員会の事務部局			
(二)(四)(一) 高校教育課及び義務教育課の指導係長主査及び人事係 長 社会教育課指導係長 教育保健課指導係長 研究調査係長及び研修係長			
六 電氣局			
七 人事委員会の事務部局			
(四)(一) 係長			
八 一 教育委員会の事務部局			
(八)(四) (四) 高校教育課及び義務教育課の指導係長主査及び人事係 長 社会教育課指導係長 教育保健課指導係長 研究調査係長及び研修係長			

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年七月一日から適用する。

附 則

十 八 一 知事の事務部局	(二) (四) (四) (四) (四) 課長補佐 図書館の分館長 学芸員又は司書の職を含む係の係長 (学芸員又は司書の資格を有する者に限る。)
三 電気局	(八)(四) (四) 課長補佐
二 教育委員会の事務部局	(二)(四) (四) (四) (四) 課長補佐 図書館の係長 等級及び職務の級について特に定めのない解説員又は出先の長のうち、知事が直接任命した者 (教育職員等を除く。 等級及び職務の級について特に定めのない解説員の課長、 等級又は主任のち、知事が直接任命した者 (教育職員等を除く。) のうち、知事が直接任命した者 (教育職員等を除く。) のうち、知事が直接任命した者 (教育職員等を除く。))
二 議会の事務部局	(二)(四) (四) (四) (四) 議長 中久船行商政連絡員 久船政連絡員 松閣管理者 試験研究機関の総理 農業試験場の分場長のうち、 農業試験場を除く。 肥料検査室主任 肥料検査室長 科長
三 教育委員会の事務部局	(四) (四) (四) (四) 図書室長 課長補佐
四 監査委員会の事務部局	(四) (四) (四) (四) 監査委員会の事務部局 監査委員会の事務部局
五 労働委員会の事務部局	(四) (四) (四) (四) 次長及び係長 次長及び係長 課長

正

誤

昭和三十二年七月一日鳥取県規則第三十号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行

次の改正する。

次のように改正する。

1 下 九

予算第二係」に、改め同条

予算第二係」に改め、同条

2 上 四

「電気開発局

「電源開発局

3 上 一七

第六号と、

第六号とし、

4 上 六

「東伯郡、西伯郡のうち前

「東伯郡西伯郡のうち、前

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印 発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
刷 者 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
印 刷 所